

令和 7 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額

時 間 額 9 9 8 円

発 効 日 令和 6 年 1 0 月 1 日

改正最低賃金額

時 間 額 1 , 0 6 2 円

引上げ額 6 4 円

引上げ率 6 . 4 1 %

発 効 日 法定どおり